

環境政策第13号
令和7年5月30日

山口市環境審議会
会長 様

山口市長 伊藤 和貴

民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理
について(諮問)

このことについて、山口市環境基本条例(平成17年山口市条例第128号)
第33条第2項の規定に基づき、下記に掲げる事項について貴審議会の意見
を求めます。

記

- 1 太陽光発電設備の設置にあたって、周辺環境や地域住民等への配慮が課題となっていることから、これらの共存の方策について

民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について

1. 諮問に至る経緯

国においては、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言しており、本市においても、2021（令和3）年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、再生可能エネルギー等利用設備の導入促進などを始め、地域脱炭素に向けた取組を進めています。

脱炭素社会を目指す上で、太陽光発電は有効な手段であり、国において、2012（平成24）年7月に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が利用できることから、太陽光発電設備は全国的にも急速に拡大してきたところです。

その一方で、周辺環境や防災、地域住民等への配慮が不十分な太陽光発電設備の設置などの問題が表面化したことから、国は、太陽光発電事業を適切かつ効率的に推進するために、事業の計画段階で周辺住民への説明を行うことなど、考慮すべき事項や手順を示す「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を策定し、固定価格買取制度を利用する事業者には遵守を義務付けたほか、太陽光発電事業を実施する際に環境への影響を最小限に抑えるための指針とする「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定し、事業者には遵守を求めています。

しかしながら、固定価格買取制度の買取価格の低下等に伴い、同制度を活用しない太陽光発電設備が増加しており、これらを設置する事業者においては、国が定めたガイドラインの遵守に努めるものとされています。そのため、事前に十分な説明がされず、「事業主体が明確でない」、「トラブルが発生した際の連絡先が不明」などの問題が生じています。

こうしたことから、市民の皆様からは、国のガイドラインの対象外となる設備も含めて、一定の規制を求める声が挙がってきています。

<事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）> 《概要》

◇対象

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を利用する事業者に対して適用。
(その他の事業者も本ガイドラインを参考に事業を実施することが望ましい。)

◇考慮すべき事項

1. 環境への配慮（土地の適正利用、環境影響評価）
2. 地域との調和（地域との対話、地域貢献）
3. 安全性の確保（設計・施工基準、緊急時対応）
4. 事業の持続性（長期計画、経済的持続可能性）
5. 法令順守（法律・規制の遵守、法令適合性の維持）

<太陽光発電の環境配慮ガイドライン> 《概要》

◇対象

環境影響評価（環境アセスメント）法及び環境影響評価条例の対象とならない10kW以上の事業用施設（建築物に設置するものは除く。）とし、事業者自主的な取組を促す。

◇環境配慮事項

1. 環境影響評価（影響評価実施、調査措置）
2. 設置場所の選定（土地の特性考慮、自然環境保護）
3. 施工と運用（施工流の配慮、運用中の影響管理）
4. 資源の効率的利用（資材選択、エネルギー効率）
5. 廃棄物の管理（廃棄物削減、リサイクル計画）
6. コミュニケーションと地域協力（地域との協力、教育と啓発活動）

《改正再エネ法（2024（令和6）年4月1日施行）》

<説明会及び事前周知措置実施ガイドライン> 《概要》

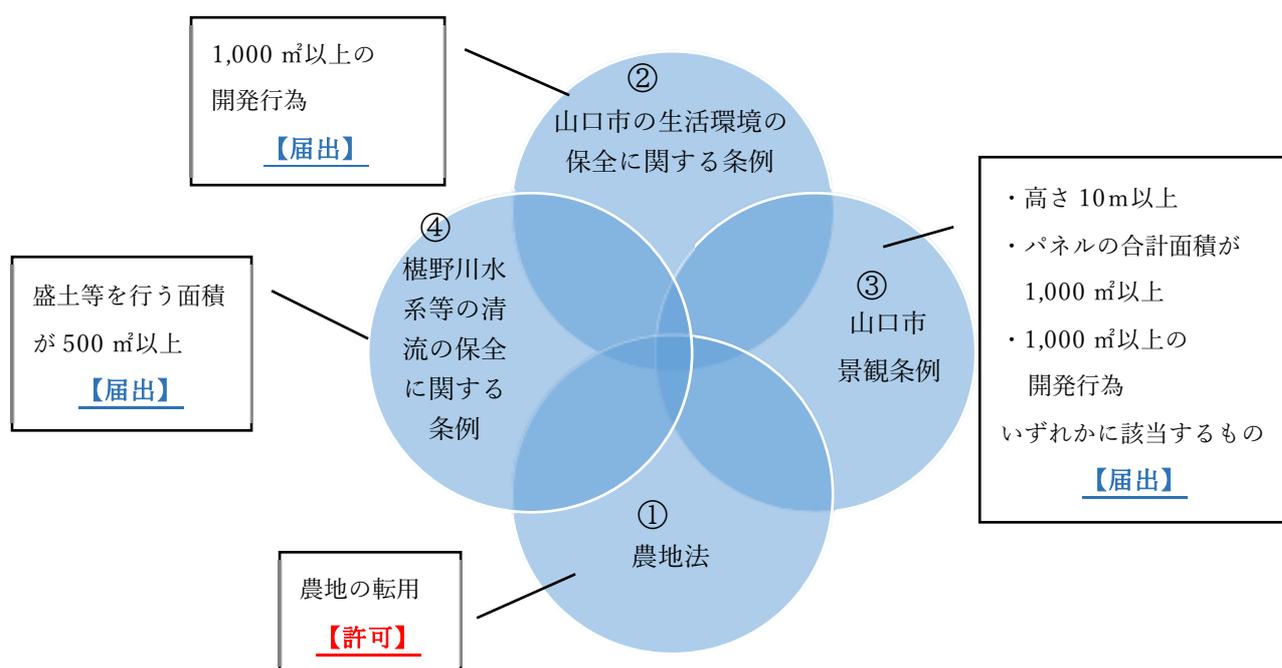
◇固定価格買取制度の認定要件化（説明会等）

- ・大規模電源や周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアで再エネ発電事業を行おうとする事業者は、認定申請前に、改正再エネ特措法に基づく要件を満たす説明会を開催することが必要。
(説明事項…①計画の内容、②法令遵守状況、③土地権原取得状況、④工事概要、⑤関係者情報、⑥影響と予防措置)
- ・その他の小規模電源についても、事前周知措置（ポスティング等）を実施することが必要。
- ・また、認定済事業者も、計画を変更しようとする場合のうち、一定の場合は、変更認定申請前に、改正再エネ特措法に基づく要件を満たす説明会を開催することや、事前周知措置（ポスティング等）を実施することが必要。

2. 太陽光発電設備設置に関する市の条例等による取り組みの状況

- ① 農地転用許可申請（農業委員会事務局）
- ② 開発行為に関する届出（開発指導課）
- ③ 景観条例に関する事前協議及び届出（都市計画課）
- ④ 樫野川水系等に関する事前協議（環境政策課）
- ⑤ 固定価格買取制度の認定情報の確認（資源エネルギー庁ウェブサイト）

<イメージ図>



<課題>

- ① 住宅地周辺に設置される設備については、維持管理の不備や景観に対する懸念、さらには地域振興の妨げになるとの懸念がある一方で、少子高齢化が進む中で土地の管理に負担を感じる所有者（相続人）にとっての財産権との整合が困難になっています。
- ② 現在、本市においては、生活環境、水環境、景観の視点からの条例がありますが、これらは太陽光発電設備に限定しておらず、当該設備特有の課題（騒音、振動、水の汚れ、反射光、管理等）に対応したものとは、なっていません。

また、土地の開発や宅地造成等は、登記簿により所有者を特定することができますが、登記を伴わない太陽光発電設備については、土地所有者と設置者が必ずしも同一とは限らないため、設備の所有者が不明になる場合があります。

3. 意見交換・ヒアリング（地域、事業者）

地域における太陽光発電設備の設置・運用にかかるトラブルの現状把握や、その課題整理を行うため、農地等への太陽光発電設備の設置にかかる開発行為の届出が比較的多い地域にお住まいの方（代表者等）、さらには太陽光発電設備の設置実績の多い事業者等に対して、意見交換、ヒアリングを行いました。

<地域からの主な意見>

計画、工事段階	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺関係者等への事前説明がないか、あっても時期が遅い。 ・工事車両による道路破損
事業実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の不備（草刈、清掃、標識、排水、土砂流出など） ・景観悪化
事業終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・設備放置への懸念
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、業者間等で協定書などを締結している。 ・太陽光発電は、耕作放棄地の有効な活用策である。（太陽光発電を推奨）

<事業者からの主な意見>

計画、工事段階	<ul style="list-style-type: none"> ・山口市の開発行為の届出は、他と比較しても煩雑。（隣接地権者の同意取得などは、大きな負担） ・山口市の開発行為の手続きが厳しいとは思わない。 ・個別訪問（説明）時に、自分の土地へも設置してほしいとの要望が多く、その結果、設置が集中する地域がある。 ・土地を売りたいと考える人もいる中、会社として土地開発を進める一方で、地域での土地の問題等にも向き合う必要がある。 ・設置予定者へ近隣の方からの精神的圧力等により計画を断念せざるを得ないケースがある。 ・（説明会開催の義務化について）説明会を開催することで周辺の方への不安が解消されることもあるなど、意味がなくはないが、開発に時間がかかる。
事業実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈は、年2～3回の場合が多く、時期は地域に寄り添いたいのが、希望に沿えないこともある。 ・業者が町内会費等として費用を負担する形で地域の方が草刈りを行うことは可能。
事業終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄費用の積立等は個々のケースによる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスのメインは固定価格買取制度以外で展開し、固定価格買取制度はほぼ取り扱っていない。 ・（農地における）再エネ促進（太陽光）は、農業政策と絡めていくべき問題。 ・条例（による規制）が各地追加されるたび、開発が進みにくくなるが仕方がない。

<解決すべき主な課題>

- ・事業者と市民が早期に意見交換等できる制度（仕組み）づくり
- ・事業者の的確な把握
- ・太陽光発電設備、施設の適正な維持管理
- ・太陽光発電事業を実施すべきでない地域の明確化
- ・太陽光発電設備の適正な処分の確保 など

4. 全国の自治体の状況

太陽光発電設備等の設置等に関する課題への対応手段としては、主に条例が挙げられます。地方自治研究機構がまとめたところによると、令和7年3月31日時点で、311条例が公布されており、うち都道府県条例が9条例、市町村条例が302条例となっています。

311条例の内訳としては、太陽光発電のみを規制対象とするものが179条例、太陽光発電を含む風力、バイオマス等の再生可能エネルギーを規制対象とするものが132条例となっています。

また、県内の状況については、下表のとおりとなっています。

<県内の状況> (4条例、1要綱)

	1 美祢市	2 下関市	3 岩国市	4 防府市	5 (要綱) 宇部市
条例 (要綱)	美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例	下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例	岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	宇部市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱
公布日	平成30年3月26日	令和4年12月21日	令和5年12月25日	令和6年10月7日	
施行日	平成30年5月1日	令和5年1月1日	令和6年1月1日	令和7年4月1日	令和2年4月1日
対象事業	1,000㎡以上	10kW以上（事業用、建物設置を除く）	500kW以上（工業地域等での事業を除く）	10kW以上（事業用、建物設置を除く、※FIT、FIP含む）	10kW以上（事業用）
事前協議	-	必須	工事着手120日前まで	必須	必須
住民説明	設置届出前に説明会	説明会	説明会	説明会	原則説明会
設置届出	工事開始30日前まで	工事着手30日前まで	工事着手30日前まで	工事着手30日前まで	工事着手30日前まで
標識等	必須	必須	必須	必須	必須
完了確認	完了届	完了届	完了届	事業開始届出	完了届
指導等	指導又は助言	指導、助言及び勧告	指導、助言及び勧告	助言又は指導、勧告	指導及び助言